

令和1年度 秋肥料及び休眠期農薬 ご注文のお願い

お得意様 各位

米穀,肥・飼料 ㊤ 宮川米肥店
農薬,建材,他 Tel 055-266-2026, Fax 266-3119
Mail ; info@miyanet.org、Web ; http://www.miyanet.org/

今年も異常気象の影響による災害が多発しております。1～2月の乾燥・寒さ、4月の低温障害、5・6月の雹・突風、7月の長雨・日照不足、などなど。相まって野菜(特にモロコシ)の発芽・発育不良、桃などの病害多発(せん孔細菌病)そして昨年の台風被害(枝折れ・倒木)、これらの原因により収穫が減少してしまいました。心よりお見舞い申し上げたいと思います。農産物相場が良好なのが救いなのかなと感じております。

病虫害状況としては、大発生した害虫は今のところありませんが、病気のほうでは「桃の線香細菌病」が多発し、ここ境川地区は慣れもあって(対策もしてきた)騒ぎは少ないですが、一宮・御坂方面ではかなりの被害が報告されているようです。指導対策の遅れも被害増大の一つの原因ではないのかなとも思います。ぶどうでも7月の長雨による「べと病・晩腐病」が少し見られました。病虫害ではありませんが、3～4度の雹降があり、かなりの被害を受けた地区がありました。先に述べたように異常気象の一つと言えるでしょう。今後も台風が接近しないよう祈り、今年一年が事もなく過ぎるようお願いしたいと思います。

今年の肥料価格状況であります。化成肥料では多少の**値上げ**、有機関係は**横ばい～値下げ**となっております。それでもトラック配送料などの運賃及び工場経費の上昇で全体的に値上げ傾向です。数年前から肥料価格改定が年2回(6と12月)になり、昨年12月にはかなり値上げでありましたが当店では早期仕入・在庫調整により値上げしませんでした。今年6月の価格改定では値上げは抑えられておりますが先の12月の値上げを含ませて、石灰が15～20円、**高度化成で30～50円、オール8標準化成で50円強、石灰類が10～20円のUP**です。**有機資材は横ばいで果樹用配合肥料・ペレット肥料は30～50円の値上げ**となっております。また、石灰窒素においてはかなりの**300円以上のUP**となっております。ご注意ください。

さて、今年も昨年同様秋肥のご注文を承ります時期となり、当店におきましても例年通りここに

『令和1年度肥料価格表』、『令和1年肥料注文書』並びに『令和1年休眠期農薬注文書』を皆様にお届けする次第であります。

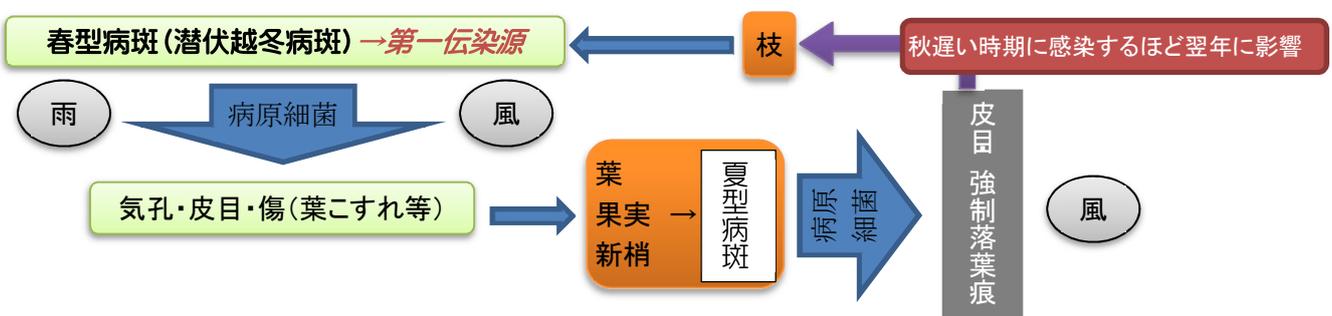
今年の10月には『消費税増税10%』があります。2%の値上げと言えるかもしれません。皆様にはこのことにもご注意し、ご対応をよろしくお願いいたします。また**増税対策還元として「軽減税率」と「キャッシュレスポイント還元制度」というもの**があります。当店において食料品(お米、卵、乾麺、麦など)は軽減税率適用で消費税8%、そのほかの商品は消費税10%となってしまいます。肥料・農薬は10%です。一方消費税増税還元対策として「キャッシュレス還元事業」を政府が行います。消費税率引上げ後の一定期間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。当店でこれらの還元制度に対応すべく、**カード払い・QRコード決済に対応**することにしております。そこで今回の技術資料は、『キャッシュレス決済について』と、今年特に桃において騒がれております『せん孔細菌病について』を考察しました。肥料関係でなく、消費税関連と病害についてですが、問題となっている事項なのであえてこの時点で掲載しました。参考にして頂ければ幸いです。是非ご利用してください。

日本の農業が一段と変化しております。内に外に大変難しい時期であると感じております。それに対処するべく日ごろの勉強、知識の習得に精進し(適期適作の施肥指導や好事例の紹介、安定供給など)努力していくことが肥料商の使命と考えます。今後ともよろしく願いいたします。

★せん孔細菌病について

1. せん孔細菌病の特徴

細菌＝バクテリア(Xanthomonas campestris pv.pruni)、生育低温:24～29℃(最高生育温度37℃)





葉の病斑



枝の病斑



果実の病斑



多発による落葉

モモ栽培における難防除病害であり、細菌によって起こる病害で、果実被害や早期落葉が問題となっています。風当たりの強い園や地域では特に発生しやすく、近年、発生が拡大しています。

●病徴と診断

モモのほかアンズ、ネクタリン、スモモ(黒班病)にも発生し、葉、枝および果実に影響します。

枝において、落花期頃から前年枝に発生する春型枝病斑(スプリングキャンカー)と6~7月に、当年枝に発生する夏型枝病斑(サマーキャンカー)があります。

●発病条件

病原菌は秋期に新梢の芽や皮部組織に感染し、病斑を形成することなく越冬する。春先から枝の組織内で増殖し、春型病斑を生じて、ここから菌が飛散して葉や新梢、果実に感染する。傷口から感染しやすいので、風当たりの強いところでは発生が多くなります。

落花期~7月に降雨が多いと多発し、果実発病は収穫のほぼ1ヶ月以上前の感染によって起こり、以後の感染では発病しません。枝への秋期感染は主に9月の強い風雨によって起こる。従ってこの時期に台風の来襲を受けた翌年には発病が多くなってしまいます。

2. 防除方法

多発すると防除は非常に困難となってしまいます。薬剤による防除だけでは十分な効果が得られません。肥培管理や耕種的手段を取り入れて総合的に対応する必要があります。

薬剤防除

- ①開花始めにボルドー液か銅剤を散布して春型枝病斑からの感染を防ぐ
 - ②落花期から7月上旬まで10日~14日間隔で抗生物質剤を中心に予防散布
 - ③枝への秋期感染を防ぐ為9月中下旬~10月上旬に2~3回ボルドー液か銅剤を散布
- 薬剤防除のほかに適正樹勢の維持、窒素過多を避けるなど肥培管理にも留意しましょう。また以下の耕種的防除法を併せて実施します。

- 1)ほ場の周囲に防風ネットや防風垣を設置する。
- 2)春型枝病斑は一次伝染源となるので早期に剪除する。
- 3)果実被害を軽減するため、果実袋を早期にかける。

=PS=

この病気が今年蔓延している理由として考えられることは、昨年、台風などで桃の枝・葉が傷つき、その後タイミング悪く雨が多く降ることで菌が樹に入り込み、そしてそのまま越冬した菌が多かったからだと思います。

これを防除する方法は何があるかという、農薬散布という方法もあるのですが、これがなかなか特効薬になりません。一番効果のある方法は、病斑のできている疑わしき枝を鋏で切り取り園外に持ち出し、園内の細菌の密度を下げる耕種的防除(こうしゅてきぼうじょ;栽培方法の改善による防除方法)です。摘果の時期は、毎日鋏を持ち摘果を行いながら、疑わしき枝を発見したら枝を切り落とすことです。

3. 防除薬剤

	商品名	容量	適 用
銅 剤	ムッシュポルドーDF	1 kg	500倍 塩基性硫酸銅(銅40%) 100L当 430円
	Z・ポルドー	500g	500倍 塩基性硫酸銅(同32%) 100L当 440円
	オキシラン水和剤	500g	500倍 キャプタン(オーソサイド)+有機銅(銅30%) 100L当 580円
	コサイド3000	500g	1000倍 水酸化第二銅(銅30%) 汚れ少なく溶け易い 100L当 430円
	キノドー水和剤	250g	500倍 有機銅(銅40%) 800倍でも使用可 100L当 570円
ボ ル ド ー	ICポルドー412	5kg	30倍(3-9式) 塩基性硫酸銅 100L当 920円
	ICポルドー66D	5kg	50倍(3-3式) 塩基性硫酸銅 100L当 625円
抗 生 物 質 系	アグレプト液剤	100・500 cc	1000倍 収穫前60日 4月早めに使用(ブドウ畑に注意) 100L当 570円
	マイコシールド水和剤	500g	1500倍 収穫前21日 葉先端の黄色化に注意 100L当 800円
	バリダシン液剤	500 cc	500倍 収穫前7日 使用し易い薬剤 100L当 630円

- ・上記表の金額は、おおよその値であり消費税は含みません。
- ・展着剤の添加を推奨します。固着性の『アピオンE』1000～15000倍がお勧めです。
- ・銅剤の秋散布には、クレフノン100倍の可溶が必要です(葉害防止)。

★キャッシュレス決済について

1. キャッシュレスポイント還元制度とは

キャッシュレスとは、クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のことです。キャッシュレスといっても、クレジットカード、交通系ICカード、流通系ICカード、タッチ型決済、QRコード決済というように、決済手段は多岐にわたります。

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間(2019年10月から2020年6月までの9カ月間)に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援します。本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

2. キャッシュレスポイント還元率

中小・小規模事業者の小売店や飲食店などの支払いで「キャッシュレス決済」をした場合に、消費税込みの支払い金額の5%(フランチャイズ店の場合は2%)が還元されます。

対象となるキャッシュレス決済は、クレジットカードの他、スマートフォンを用いたQRコード決済、電子マネーなど。口座振り込みや収納代行サービス、使い切りのプリペイドカードなどは対象外です。ポイント還元により貯まったポイントによる決済も、ポイント還元の対象になります。少し混乱する部分もあるかもしれませんが、消費税は多く払うことになったけれど、その分、ポイントで増税分以上がもどってくると考えるということも言えます。

これまでサービスの内容がはっきりしなかったのですが、ここにきてかなりの部分が明らかになりました。クレジットカードとデビットカードとともに、ポイント還元の上限を1万5,000円とすることが決まりました。

つまり、月30万円使えば上限1万5,000円が戻ってくる計算です。電子マネーも、1日のチャージ金額上限に合わせてその5%を還元できるようにしています。例えば「Suica」なら、2万円チャージすると1,000円バックされます。

3. 当店の対応

当店ではこれらの政府事業に対応すべく、左図のキャッシュレス決済が使用できるよう準備しております。この機会にカード払いやQRコード決済をご希望されるお客様に対応すべく、利益になるよう努力いたします。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

